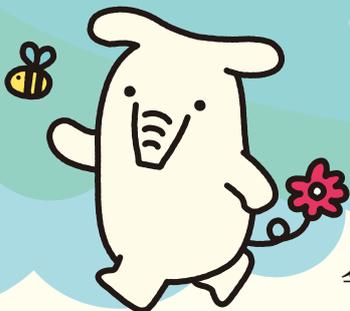


JAあさか野の 金利上乘せ定期積金



令和6年7月1日(月) ▶ 令和7年3月31日(月)

©よりぞう

不動産
賃貸料
受取口座

愛・キャッチ

給与
受取口座

口座振替でらくらく貯まる /

掛込金額 1万円以上(1円単位)

掛込期間 1年以上5年以内

ご契約いただく時点の店頭表示金利に

年0.075%上乗せします

直売所
売上金
入金口座

ふれあいキャッチ

組合員限定!

庭先販売
売上金
入金口座

農業応援定期積金 /

掛込金額 1万円以上(1円単位)

掛込期間 1年以上5年以内

ご契約いただく時点の店頭表示金利に

年0.075%上乗せします

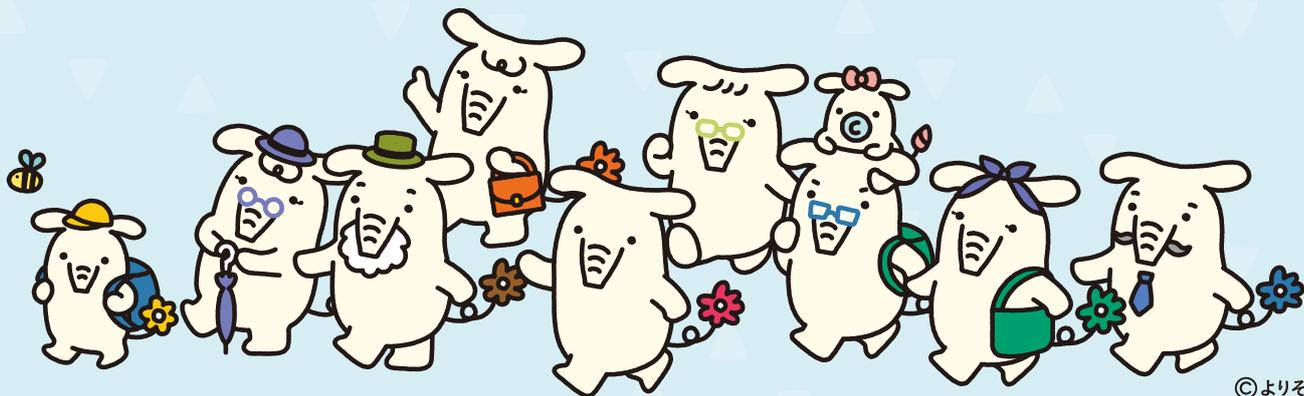
JAあさか野は令和2年10月1日(木)より硬貨の入金・両替等を行う際に硬貨精査手数料を頂いておりますが、正組合員(正組合員家族)の名義人への入金依頼は当面無料で行っております。庭先販売売上金のご入金はぜひJAへ!詳しくは渉外担当者・支店窓口までお問い合わせください。

※上乗せ金利は金融情勢等により予告なく変更となる場合がございます。

詳しくは店頭の説明書、またはJAあさか野ホームページをご覧ください。(https://www.ja-asakano.or.jp/)

JAあさか野の 金利上乘せ定期積金

取扱期間 令和 6年 7月 1日(月) ▶ 令和 7年 3月 31日(月)



愛・キャッチ 商品概要

貯金の種類 定期積金

ご利用いただける方 不動産賃貸料・給与どちらかを当JAにご入金いただいている個人または法人に限ります。

ご契約条件 定額型・目標型 各種:1万円以上 期間:1年以上5年以内
ご入金口座からの自動振替となります。

金利 店頭表示金利+年0.075%

その他 ◎中途解約についてはJA所定の解約利率が適用されます。
◎利息には個人のお客様は20.315%(国税15.3%、地方税5%)の分離課税、
法人のお客様は15.315%(国税15.315%)の総合課税となります。
◎商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご覧ください。

ふれあいキャッチ 商品概要

貯金の種類 定期積金

ご利用いただける方 直売所売上金・庭先販売売上金等を当JAへご入金いただいている個人かつ正組合員の方。

ご契約条件 定額型・目標型 各種:1万円以上(1円単位) 期間:1年以上5年以内
ご入金口座からの自動振替となります。

金利 店頭表示金利+年0.075%

その他 ◎中途解約についてはJA所定の解約利率が適用されます。
◎利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。
◎商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご覧ください。

詳しくは店頭の説明書、またはJAあさか野ホームページをご覧ください。(<https://www.ja-asakano.or.jp/>)

商品概要説明書
定期積金（2024愛キャッチ）

（令和6年7月1日現在）

1. 商品名	・定期積金（定額式・目標式） 愛称：2024愛キャッチ
2. ご利用いただける方	・当組合に不動産賃貸料または給与の振込指定口座をお持ちの個人または法人
3. 期間	・1年以上5年以内
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位 (4) 契約限度額	・契約期間内において、不動産賃貸料または給与の振込みを指定している貯金口座から掛金を自動振替により毎月受入。 ・毎月掛金は1回あたり1万円以上。（1円単位） ボーナス掛金は1回あたり1万円以上。（1円単位） ・なし
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りに0.075%上乗せした利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税。法人のお客様は15.315%（国税15.315%）※の総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
9. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>10. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>11. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の適用利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・他の金利上乘せ商品により、本商品を契約することはできません。
<p>12. 商品の取扱期 間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の取扱いは、令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとなります。 <p>※取扱期間中でも金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。</p>

商品概要説明書
定期積金（2024ふれあいキャッチ）

（令和6年7月1日現在）

1. 商品名	・定期積金（定額式・目標式） 愛称：2024ふれあいキャッチ
2. ご利用いただける方	・直売所売上金、庭先販売売上金等を当JAへご入金いただいている個人かつ正組合員および正組合員家族の方
3. 期間	・1年以上5年以内
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位 (4) 契約限度額	・契約期間内において、直売所売上金または庭先販売売上金等の入金口座から掛金を自動振替により毎月受入。 ・毎月掛金は1回あたり1万円以上。（1円単位） ボーナス掛金は1回あたり1万円以上。（1円単位） ・なし
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りに0.075%上乗せした利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
9. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につき

<p>および紛争解決措置の内容</p>	<p>ましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の適用利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・他の金利上乘せ商品により、本商品を契約することはできません。
<p>12. 商品の取扱期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の取扱いは、令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとなります。 <p>※取扱期間中でも金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。</p>